

別表十四（五）付表一の記載の仕方

1 支配関係発生日における時価が帳簿価額を下回っていない資産に関する明細書

この明細書は、法人が令第123条の8第3項（第5号に係る部分に限ります。以下同じ。）《特定引継資産から除かれる資産の範囲等》の規定若しくは同条第14項において準用する同条第3項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（令第123条の8第3項の規定又は同条第14項において準用する同条第3項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算するに限ります。）《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作

成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください（2についても同じです。）。

2 時価純資産価額及び簿価純資産価額等に関する明細書

この明細書は、法人が令第123条の9《特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（令第123条の9の規定により同項に規定する個別損金額を計算するに限ります。）の規定の適用を受ける場合に、令第123条の9第1項第1号に規定する時価純資産価額及び簿価純資産価額又は同条第9項第1号に規定する移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の算定の対象となる法人ごとに記載します。